

平成 26 年 2 月 12 日

各 位

山形県の住宅における省エネ対策等の現状に関する調査ご協力のお願い

住まいの温暖化対策やまがた協議会
山形県環境エネルギー部環境企画課
山形県県土整備部建築住宅課

余寒の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

住宅の省エネ対策の推進は、住まいの快適性を高めながら、地球温暖化防止に大きく貢献するものであります。国では「2020 年度までに新築住宅の省エネ基準適合率を 100%にする」という目標を掲げ、施工技術者・設計者向けの講習会の開催等の事業を実施しております。また、住宅の省エネルギー基準が見直され、平成 25 年 10 月に施行されました。（平成 25 年基準、平成 27 年 3 月まで経過措置期間）住宅の省エネは義務化に向け、ますます対策が急がれる状況となっております。

当協議会では、省エネ対策の推進には現状を知ることが重要と考えていますが、現在国や県でも住宅の省エネルギー基準の適合状況は正確に把握できていない状況です。そのため、毎年標記調査を実施しており、現状の把握に努めております。

つきましては、貴事業所におかれましても、ご多忙中とは存じますが、趣旨をご理解のうえ、本調査にご協力くださいますようお願いいたします。

○提出方法

御社が 2013 年 1～12 月に建築した一戸建て住宅に関して、調査票にご記入ください。記入後の調査票は、同封の返信用封筒にて下記担当あてご返送ください。（FAX またはメールでも可）また、ホームページから調査票のデータ（Word 版、Excel 版）をダウンロードすることも可能です。

ホームページ「山形県のエコ住宅」 <http://eny.jp/ecohouse/>

○提出締切

誠に勝手ながら平成 26 年 3 月 5 日（水）とさせていただきます。

○お問い合わせ先

本調査は、国土交通省補助事業の一環として実施しています。

お問合せ先 協議会事務局

山形県地球温暖化防止活動推進センター（NPO 法人環境ネットやまがた）担当：二藤部

〒990-2421 山形県山形市上桜田三丁目 2-37

TEL023-679-3340 FAX023-679-3389 E-mail eco-house@eny.jp

○その他

- ・調査票への回答が難しい場合は、別紙 1 の改正省エネ法に関するアンケートのみでもかまいませんので、ご回答をお願いします。
- ・設問 1 の断熱・気密仕様について、断熱仕様が異なる住宅を 2 棟以上着工した場合は、可能な限り別紙 2 にもご記入ください。（別紙 2 への記入は任意です）
- ・ホームページへの実例掲載にあたっては、住宅資料の他に本調査票への回答が必須となっております。現在掲載しているホームビルダー様も引き続き掲載を希望される場合は、調査票を必ずご提出ください。

※ご回答いただきました情報につきましては、当法人のプライバシーポリシーに基づき適正に取り扱いますとともに、個別事業所の情報が公表されるようなことは一切ございません。